

受付番号： 2021-1-541

課題名：食道・胃の発癌過程における血管形成異常の分子生物学的解明

1. 研究の対象

2011年11月～2026年10月に当院消化器内科において
入院で食道癌、または胃癌の内視鏡的治療を受けられた方
外来で上部消化管内視鏡検査中に生検（病理組織検査）を行った方

2. 研究目的・方法

近年、食道癌や胃癌は内視鏡診断の進歩により早期に発見され、内視鏡的治療の適応症例が増加している。一方、癌の早期発見や病変範囲・深達度といった診断において、経内視鏡的に食道・胃粘膜に短い波長の光をあて、粘膜の微細構造や血管構築を観察するようになってきている。発癌過程における粘膜の微細構造や毛細血管の血管形態変化は、食道・胃上皮細胞から何らかの影響を受けていることが類推できるが詳細は不明である。そこで、食道・胃上皮細胞の発癌過程における分化制御、発癌、血管新生・構築に関わるタンパクの食道・胃組織における発現を明らかにし、上部消化管内視鏡検査で得られた内視鏡所見や臨床病理学的特徴との関連について解析することを目的とする。この研究によって、分子生物学的に食道・胃の発癌と血管の形成の機序、そしてその関連性が明らかとなり、臨床的に新たな内視鏡を用いた診断・治療の基礎的資料になることが期待される。

2011年11月から2026年10月までの間に、東北大学病院消化器内科において内視鏡治療で得られ病理部で保存されている食道癌および胃癌の病理組織標本（各々200例程度）、また、外来において上部消化管内視鏡検査時に得られ病理部で保存されている食道および胃生検組織標本（各々100例程度）を用いる。そして、2016年11月から2026年10月の研究期間の間に、標本を薄切し、匿名化したスライドガラス標本を作成する。分化制御タンパク、癌関連タンパク、血管新生構築関連タンパクに関して、1次抗体を用いて免疫組織化学あるいは mRNA を抽出し定量 PCR を用いて発現程度と組織上での局在を解析する。さらに上記の患者カルテ情報を得て匿名化し、上記のタンパクとの関連性について解析する。尚、本研究では患者ゲノムの塩基配列を同定する DNA 解析は行わない。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

病理・生検材料：食道・胃

カルテ情報：年齢、性別、病歴、治療歴、カルテ番号、病理検体番号、

食道・胃癌の肉眼型、内視鏡検査画像、病理組織型、深達度、転移の有無、

H. pylori 感染の有無等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

本学単機関研究

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

東北大学病院 消化器内科

(東北大学 医学系研究科 保健学専攻 成人看護学分野)

研究責任者 今谷 晃

電話：022-717-7171

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合